



災害時には電波塔や通信設備の被害、停電、通話規制等により連絡がつながりにくくなります。

ひとつが使えなかった場合でも慌てず別の方法が使えるよう、複数の連絡手段を身に付けておくことが

有効です。

家族で決めておく連絡のルール

災害時の連絡手段

- 1.
- 2.
- 3.

メールやSNS、災害用伝言サービスなど、どのように連絡をとるかを決めておきましょう（複数手段を想定することが有効）。

緊急時の家族の避難(集合)場所

- 1.
- 2.

行き先などのメモを残す場所

玄関の扉の裏側など、家族だけが見られる分かりやすい場所がお勧めです。

安否情報を取り次いでくれる人(遠方の親戚・知人など)

名前

電話番号

携帯番号

メール

災害時の連絡方法

災害用伝言サービス ※毎月1日と15日等に体験利用ができます。使い方をあらかじめ確認しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

1

「171」をダイヤルする。携帯電話や公衆電話でもOK。

2

録音は「1」を、再生は「2」をダイヤルする。

3

録音は「自分の番号」、再生は「相手の番号」をダイヤルする。

4

音声ガイダンスにしたがって、伝言を録音または再生する。

録音 する電話番号(固定・IP・携帯・PHSすべての電話番号が登録可)

一メモ 固定電話は被災地域の市外局番に限ります。また、録音時間は30秒と短いため、あらかじめ録音内容を作成しておくといでしょう。

災害用伝言板(web171)の使い方

1

インターネットから災害用伝言板(WEB171)へアクセスする。

2

伝言を登録するときも確認するときも電話番号を入力する。

3

登録は伝言を入力し「登録」を押す。確認は登録済の伝言を閲覧する。

4

伝言に返信するとき、必要事項を記載し「伝言の登録」をクリックする。

録音 する電話番号(固定・IP・携帯・PHSすべての電話番号が登録可)

一メモ あらかじめ伝言を伝えたい方の連絡先を設定すると、実際に伝言を登録した際に、その通知先へ伝言内容をメールまたは電話で通知することができます。

災害用伝言板(携帯電話・スマートフォン・PHS)の使い方

1

公式メニューや専用アプリから「災害用伝言板」にアクセスする。

2

登録は「登録」、確認は「確認」を選択する。

3

登録は「状態」とコメントを、確認は「相手の携帯番号」を入力する。

4

「登録」を押して完了する。確認は登録済の伝言を閲覧する。

スマートフォンの場合、機種によっては専用アプリからのみアクセスできます。あらかじめダウンロードしておきましょう。

一メモ SNSは、災害時には安否確認手段としても活用できます。電池切れに備え、充電器を常備しましょう。

家族や安否確認をとりたい人の連絡先

名前

電話番号

携帯番号

メール

名前

電話番号

携帯番号

メール

名前

電話番号

携帯番号

メール

「電池切れで携帯電話の電話帳が見られない」という時のために、あらかじめ記入しておくことで安心です。

知っておこう：被災後の「お金」「住まい」「契約」の問題

生活を再建するための様々な制度をあらかじめ知っておきましょう。

大災害から身を守ることができても、普段の生活からは思いもよらない問題が発生することがあります。東日本大震災や熊本地震では、『生活費をどうしたらのよいか』『ローンの支払いに困っている』『賃貸借でトラブルが発生した』『公共料金や保険料など各種支払いはどうなるのか』といった多くの悩みが発生しています。希望をもって自ら一歩を踏み出せるよう、「支援制度に関する知識」を「備え」とすることも、防災・減災につながります。

[注意] ここでは、災害救助法や被災者生活再建支援法が適用される大規模な震災を念頭において解説します。

罹災証明書 **まずここから!**

住宅の被害程度を証明するもので、被害程度に応じて、被災者生活再建支援金や義援金等が支給されます。また、税金、公共料金、保険料等の減免措置や、応急仮設住宅への入居、応急修理制度が使える場合もあります。生活再建のための重要な一歩となる書類です。

被災者生活再建支援金

「全壊」や「大規模半壊」などの著しい被害を受けた場合に、災害直後においては貴重な現金支援として支給されます。基礎支援金と加算支援金で構成され、特に基礎支援金は使途に制限がありません。「罹災証明書」の被害認定の程度を基に支給額が決められます。

災害弔慰金・災害障害見舞金

災害により死亡した方のご遺族に対して「災害弔慰金」が支払われます。直接的な原因で亡くなった場合だけでなく、その後の影響で亡くなった「災害関連死」の場合も対象です。また、災害により著しい精神的・身体的障害を受けた方には「災害障害見舞金」が支払われます。

義援金

「罹災証明書」の被害認定の程度や、家族が亡くなるなどした場合に応じて配分されます。

住宅の応急修繕

住宅が「半壊」や「大規模半壊」した場合で、仮設住宅を利用しない場合、災害救助法に基づく応急修理制度の範囲内で市が業者に委託し修繕します。なお、これを越える本格的な修繕を行う場合は、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」において、金利の一部を国が補助する制度があります。

各種支払いの猶予・減免措置

所得税、固定資産税、健康保険料、上下水道代、電気代、ガス代、固定電話代、携帯電話代、NHK受信料、保険料、掛け金、その他公共料金など、支払いの猶予や減免の措置を受けられる場合があります。各種窓口にて確認してみましょう。

被災ローン減免制度

一定の条件を満たす場合「自然災害債務整理ガイドライン」(被災ローン減免制度)が利用できます。手元に一定の資金を残しながら、それ以外の財産を返済に回してなお支払いが困難な場合、その部分のローンを減免できます。まずは金融機関や無料法律相談窓口にて相談してみましょう。

各種紛失対応

印鑑や権利証、証明書などを紛失してしまっても、その権利は失われません。再発行ができます。過去の大きな災害では、カードや通帳がなくても、避難所等でお金を下ろすことができました。また、生命保険証券や損害保険証券の場合も、生命保険協会や損害保険協会により契約照会窓口が開設されました。

本ページでは、東日本大震災や熊本地震における、弁護士無料法律相談事例を分析した結果から、特に被災者ニーズが高い分野の生活再建情報を紹介しました。(参考文献：岡本 正『災害復興法学』)より詳しい被災者支援制度は、内閣府『被災者支援に関する各種制度の概要』にも掲載されています。